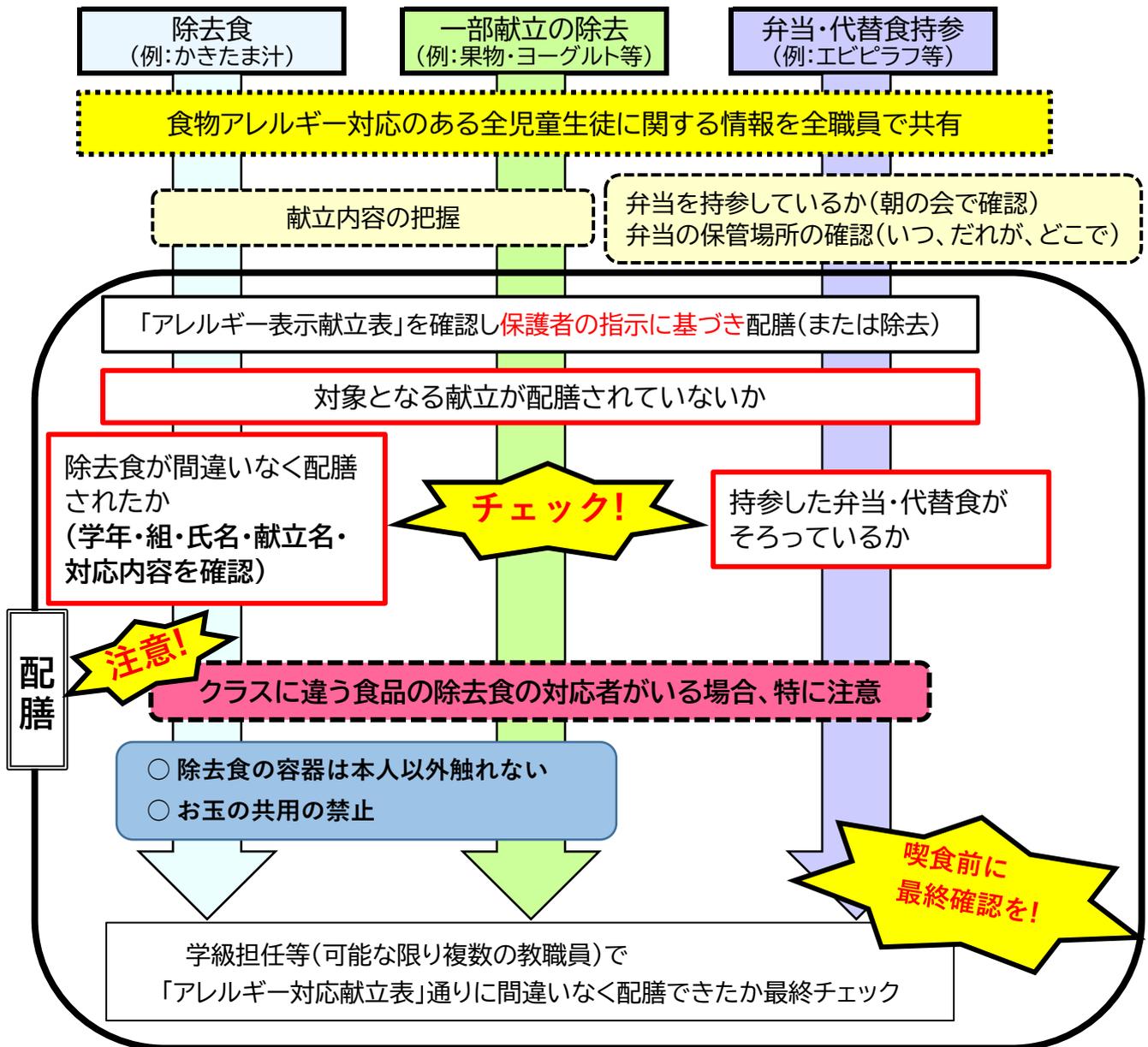


# 食物アレルギー対応チェック

令和5年12月作成  
高松市教育委員会  
高松市学校給食研究会



## 喫食

- 当該児童生徒が誤って**おかわりしない**ように確認する。  
おかわりの際は、アレルギー対応の児童生徒かどうか確認する。
- 当該児童生徒が他の**児童生徒の給食をもらうなどのやりとりをしない**ように確認する。
- 給食中から当該児童生徒の様子を観察し、症状の早期発見に努める。

## アレルギー児童生徒

- 自身のアレルギー原因食品を理解し、対応献立表を見て、食べられるものと食べられないものを確認する。
- 運搬や配膳、返却の際、除去した食材に触れることがないように注意する。  
(給食当番活動に配慮)
- 配食された献立が対応献立表と異なる場合は、担任(教職員)に伝えて確認する。
- 弁当を持参している場合は、持参していることを担任(教職員)に伝える。

## 担任不在時の対応

補欠授業計画に「食物アレルギー」の欄を設ける等、担任以外の教員も確認できるようにする。